平成２１年（フ）第１８９号
愛知県豊橋市城山町78番地　B79
債務者　片山　亜矢
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１９２号
愛知県蒲郡市三谷北通６丁目173番地　ファミール小崎103号
債務者　佐土　範子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１９３号
愛知県蒲郡市大塚町蔵屋敷35番地１　サンヒルズ蔵屋敷Ａ―102
債務者　和田　寿代
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１９５号
愛知県豊橋市東幸町字大山158番地の１
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２２０号
愛知県豊橋市曙町字測点125番地　５―103
債務者　寺澤　浩美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３６号
愛知県宝飯郡小坂井町大字小坂井字西浦62番地16
債務者　澤田　美香
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１０８号
三重県伊勢市御薗町長屋195番地２
債務者　西崎　豊彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
岡山県倉敷市西中新田342番地３コーポ片山204
債務者　大田　博文
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
愛媛県今治市桜井甲1788番地３
債務者　郷田　雄六
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第７１６号
熊本市近見２丁目５―18　日高ハイツ201、住民票上の住所熊本県球磨郡多良木町大字多良木1521番地35
債務者　白土　純香
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０６５号
さいたま市緑区大字三室541番地３　グリーンハウス石井201号
債務者　奥山　雄太
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
埼玉県八潮市大字大曽根840番地５　グランモール参番館101
債務者　渡邊　由紀（旧姓成塚）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
埼玉県吉川市中野８番地　サンクレイドル吉川イヴェール106
債務者　入江　恵一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
埼玉県吉川市中野８番地　サンクレイドル吉川イヴェール106
債務者　入江加奈子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
埼玉県児玉郡神川町大字原新田１番地23
債務者　藤田　静香
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６０号
愛知県江南市古知野町塔塚51番地　吉村コーポ202号室
債務者　原　　悦子（旧姓志村）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３６２号
愛知県一宮市浅井町小日比野字上牧61番地
債務者　清水　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部